

東大和市消費生活センター条例の一部を改正する条例

東大和市消費生活センター条例（平成28年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 市長は、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者のうちから消費生活相談員を任用する。

第8条中「法施行規則」を「消費者安全法施行規則（平成21年内閣府令第48号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。